

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月12日

【会社名】 株式会社レナウン

【英訳名】 RENOWN INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北畑 稔

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田8丁目8番20号

【電話番号】 (03) 5496 - 8154

【事務連絡者氏名】 経営統括部経営企画部長 村元 知之

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田8丁目8番20号

【電話番号】 (03) 5496 - 8154

【事務連絡者氏名】 経営統括部経営企画部長 村元 知之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 2,931,784,560円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月12日に提出いたしました有価証券届出書並びに平成25年5月30日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書及び平成25年5月31日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、平成25年7月12日付で四半期報告書（第10期第1四半期 自平成25年3月1日至平成25年5月31日）を関東財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】**第三部 追完情報**

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報**3 【訂正箇所】**

訂正箇所には下線を付しております。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第9期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月31日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月31日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第9期)及び四半期報告書(第10期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年7月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年7月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

(訂正前)

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第9期事業年度)の提出日(平成25年5月31日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年5月31日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(以下省略)

(訂正後)

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第9期事業年度)の提出日(平成25年5月31日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年7月12日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(以下省略)

第四部【組込情報】

(訂正前)

(前略)

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	平成25年5月31日 関東財務局長に提出
---------	---------------	-----------------------------	-------------------------

(後略)

(訂正後)

(前略)

有価証券報告書	事業年度 (第9期)	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	平成25年5月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第10期 第1四半期)	自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日	平成25年7月12日 関東財務局長に提出

(後略)

独立監査人の四半期レビュー報告書

2013年7月12日

株式会社レナウン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 晶

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安永 千尋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レナウンの2013年3月1日から2014年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2013年3月1日から2013年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2013年3月1日から2013年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レナウン及び連結子会社の2013年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。